

独立行政法人
勤労者退職金共済機構発表
平成 31 年 3 月 29 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
総務部次長 清水 幸
総務部次長 吉永 勇
電話（直通）03-6907-1248
（直通）03-6731-2803

通勤手当の適正化に向けた取組について

独立行政法人勤労者退職金共済機構（理事長 水野正望）において、通勤手当の利用状況を調査したところ、一部に不適正な受給が確認されました。当機構では、不適正に支給された通勤手当の回収を行うとともに、再発防止策を講じ、二度とこのような事態が起こらないよう努めて参ります。

1 事案の概要

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）においては、これまで通勤手当に係る交通機関の利用状況を定期券や乗車履歴等の提出により確認する措置を講じていなかった。

上記を踏まえ、全役職員に対し通勤手当に関する調査を実施したところ、通勤届と異なる方法で通勤し、実際に通勤に要した費用よりも多額の通勤手当を受給していた職員が50名いることが確認された。

2 返還等の措置

（1）管理責任者の処分等

通勤手当に関する定期的な事後確認等を行ってこなかったことに対する措置

総務担当理事：給与自主返納（1か月・10%）

総務部長：訓戒（懲戒処分）

人事課長：文書厳重注意

（2）通勤手当の返還等

返還対象者：50名、返還予定金額：211万円

文書厳重注意：59名（上記50名と乗車履歴が残らない方法で通勤していた9名の計59名に対し文書厳重注意）

3 再発防止策

○通勤手当に関する規程を改正し、通勤経路及び運賃等の確認に関する規定を追加。

○法務専門家の外部有識者が参加する機構リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、本件を報告するとともに、再発防止及びコンプライアンス遵守に向けた対応策について審議。

○理事長指示文書により、職員に対し、適正な通勤手当の受給及びコンプライアンス遵守に向けた意識の徹底を呼び掛け。